



# 滞納は見逃しません!!

## 「保育所保育料」「介護保険料」の滞納処分を強化します

市では、これまで市税などの滞納に対して厳正な姿勢で滞納処分を行ってきましたが、今年度から、収税課債権回収対策室において市税などのほか、「保育所保育料」「介護保険料」についても滞納処分を行っていきます。

### 滞納処分とは

市の債権を自主的に納付していただけない場合、市が強制的に徴収する手続を「滞納処分」といいます。市税のほか、保育所保育料や介護保険料も滞納処分することができます。

滞納をすると、督促状や催告書を送付します。それでも納付せず、また、納付の相談などもない場合、滞納者の財産を調査し、「差押え」を行います。差し押さえた財産は、公売などによりお金に替えて滞納額に充てられます。

調査や差押えは、法律で定められた手続きであり、滞納者の了解を必要としません。

### どこが行うのか

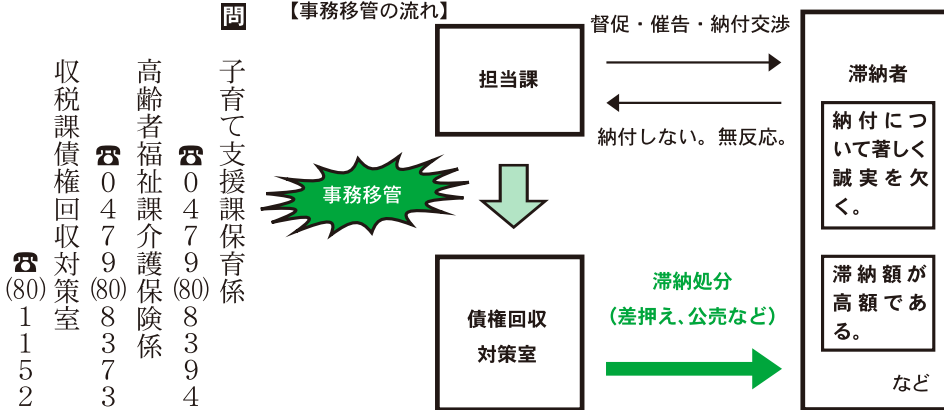
平成23年度から、収税課内に債権回収の法的措置の専門部署として「債権回収対策室」を設置しました。保育所保育料や介護保険料について納付の相談もなく滞納した場合、各担当課から「徴収業務移管予告通知書」が送られます。それでも滞納者から指定期日までに納付や連絡もない場合、担当課から債権回収対策室に事務を移管して滞納処分を実施します。

### まずはご相談を

市の債権の滞納が増加してしまつと、市の歳入額の減少に直接つながらり、行政サービスの継続的な提供に影響を及ぼしかねません。きちんと納付をされているほとんどの市民の皆さんとの公平性を保つためにも、市の債権の納付にご協力ください。

まだ納付が済んでいない方で、失業や病気、生活の困窮など諸般の事情により、まとめて納付ができない方は、まずは各担当課にご相談ください。

【事務移管の流れ】



## 平成24年度 市税の納期

区分	5月31日	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日
市県民税 (普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税	1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
軽自動車税	全期									

### ■年間の市税納期

納期内に納付をしましょう

課税の内容に関する事

課税課市民税係 ☎(80)1281

課税課資産税係 ☎(80)1282

納付に関する事

収税課収税係 ☎(80)1151